

道塚自治会 防犯カメラ管理規定

(目的)

第 1 条 本規定は自治会内に設置する防犯カメラが、地域の犯罪抑止に貢献することを目的とし、防犯カメラの管理に必要な事項を定める。

(防犯カメラの設置)

第 2 条 カメラは東京電力又はそれに準じた電柱に取り付ける。

2 設置場所の変更は防犯カメラ管理委員会(以下「管理委員会」という)にて決定する。

3 カメラの向きは特定の個人住宅、店舗等に向けて設置してはならない。

4 カメラの設置に当たり、趣旨を明確かつ適切な方法で表示する。

(運用及び情報管理)

第 3 条 このカメラシステムには録画装置を内蔵し、別の場所でモニターすることはできない。録画画像が必要な場合は、管理委員会に申し出て承認を受けられた時のみ取り出すことができる。次に掲げた場合のみ録画画像を取り出すことができる。

1 国及び東京都の法令等に定めがある場合

2 警視庁等から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

3 地域住民の生命、身体、健康又は財産に対する危機を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

4 録画記録の保管される機関は20日間以上とし、それ以降は自動的に上書きされる

5 管理委員会であっても目的以外に録画を閲覧・複製することはできない

(保守、メンテナンス)

第 4 条 自治会は設置されたカメラに対し、適切な維持管理を行う義務がある。

(苦情への対応)

第 5 条 防犯カメラの運用に関する苦情については、管理委員会を開催のうえ対応を協議し、管理委員会にて適切に対処する。

(管理委員会の構成)

第 6 条 防犯カメラ管理委員会は、道塚自治会部長会メンバーから選任される。

2 委員会の構成は、自治会長、担当副会長、防犯部長、その他2名程度とする。

(管理委員の任期)

第 7 条 管理委員の任期は、自治会長、担当副会長、防犯部長は在任期間と同様とし、その他のメンバーは2年ごとに部長会にて選任する。また再任することもできる。

第 8 条 本規定に疑義が生じた場合は、防犯カメラ設置の趣旨に基づき、社会正義に沿うよう解決をはかる。

付 則

本規定は、令和2年3月1日から施行する。